

3 計画の基本理念と目標像

【基本理念】

障害者基本法によると、障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の障害がある者」と定義されています。また、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという理念」が明記されています。

本計画は、この基本理念や障害者への定義を強く認識し、障害の有無にかかわらず、すべての町民が個人として尊重される地域社会づくりをめざし策定するものです。

【目標像】

病気や障害によって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障害のある人が持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を構築していく必要があります。

そこで、今後の本町における障害者福祉行政の在り方及び障害のある人が住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して暮らせるまちを目指すため、目標像を以下の通り定めます。

【目標像】

～すべての町民が、障害の有無にかかわらず、

地域社会の中で安心していきいきと暮らせる町をめざして～

4 計画の基本目標

「基本理念」を実現するための基本目標は、次の6つとなります。

基本目標Ⅰ	障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう (福祉のまちづくりの推進)
誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。	
基本目標Ⅱ	障害のある人が社会で活躍する場をひろげよう (保育、教育、就労、社会参加の促進)
障害の特性に応じた適切な保育・教育の場や機会を提供し、関係機関とより一層の連携を図ります。また、一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障害のある人一人一人の働く意欲を尊重し、働く場の確保を図ります。	
基本目標Ⅲ	障害や障害のある人のことを深く理解しよう (町民の理解と交流の促進)
各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障害のある人のニーズに沿ったボランティアの養成など一層の充実を図ります。	
基本目標Ⅳ	障害のある人の自立を支援するしくみをつくろう (自立支援と相談の充実)
障害の特性にかかわらず地域生活に必要な情報をいつでも入手できるよう、情報提供体制の充実を図ります。また、障害のある人のニーズに対応した相談支援体制や地域生活における支援拠点を整備します。	
基本目標Ⅴ	障害のある人がその人らしく生きられる地域をつくろう (住まいの場・日中活動の場の確保)
障害のある人が地域で自立し、生きがいのある地域生活を送るために適切な福祉サービスを展開し、積極的な支援を行います。また、住まいの場を整備し、日中活動の場の充実をはかります。	
基本目標Ⅵ	障害のある人の健康を守り障害の原因となる疾病を予防しよう (保健・医療の充実)
障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。また、障害のある人の医療・保健・福祉の充実を図るため、関係機関との連携を強化していきます。	

4 計画の体系

基本目標Ⅰ

障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう（福祉のまちづくりの推進）

- (1) 移動支援の充実
- (2) 道路・公共施設等の利便性の向上
- (3) 防災・防犯体制の確立
- (4) 差別の解消及び権利擁護体制の推進
- (5) 障害者虐待防止体制の構築

基本目標Ⅱ

障害のある人が社会で活躍する場をひろげよう
（保育、教育、就労、社会参加の促進）

- (1) 障害児支援の推進
- (2) コミュニケーション手段の充実
- (3) 働き場の拡充及び就労継続の支援
- (4) 学習、文化、スポーツ、レクリエーション活動の促進

基本目標Ⅲ

障害や障害のある人のことを深く理解しよう（町民の理解と交流の促進）

- (1) 理解促進・啓発活動の推進
- (2) 交流活動・自発的活動の推進
- (3) 福祉教育の充実
- (4) ボランティア活動の促進

基本目標Ⅳ

障害のある人の自立を支援するしくみをつくろう（自立支援と相談の充実）

- (1) 情報提供体制の充実による意思決定支援の推進
- (2) 相談体制と支援拠点の充実

基本目標Ⅴ

障害のある人がその人らしく生きられる地域をつくろう
（住まいの場・日中活動の場の確保）

- (1) 在宅生活への支援の充実
- (2) 日中活動及び活動の場の確保と充実
- (3) 住まいの場の整備の推進
- (4) 補装具・日常生活用具の利用促進
- (5) 難病患者、発達障害者、高次脳機能障害者等の支援

基本目標Ⅵ

障害のある人の健康を守り障害の原因となる疾病を予防しよう
（保健・医療の充実）

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応
- (3) 相談・訪問指導の充実
- (4) 精神保健福祉対策の充実
- (5) 障害者医療体制の充実

5 基本計画

基本目標Ⅰ 障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう

(福祉のまちづくりの推進)

(1) 移動支援の充実

外出が困難な障害のある人の移動を支援し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、移動の支援、福祉タクシー利用料金の助成などを行います。

(2) 道路・公共施設等の利便性の向上

歩道の段差の解消や勾配の見直し、歩道空間の確保を図り、障害のある人や高齢者の歩行、車いすによる通行を前提とした環境整備に努めます。

また、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、車椅子と人がすれ違える廊下、出入口の幅、点字ブロックの配置、廊下・階段の手すり、多機能トイレ、目の不自由な人にも利用しやすいエレベーターの設置などに配慮します。

(3) 防災・防犯体制の確立

近年全国各地で発生している災害の教訓や「地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者対策の確立に努めます。また、災害時の情報提供の充実、障害のある人等に対応する避難所の確保に努め、防犯のまちづくりの推進、緊急連絡通信システムの整備を図ります。

(4) 差別の解消及び権利擁護体制の推進

障害者差別解消法に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、住民に対しては、町のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取組ます。

また、障害のある人への成年後見制度の利用支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成のための研修を行うとともに、法人後見を行う事業所の設置について支援します。

(5) 障害者虐待防止体制の構築

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されました。障害のある人に対する虐待の予防及び早期発見、早期支援推進のため、障害のある人の虐待を防止するための体制づくりに努めます。

基本目標Ⅱ 障害のある人が社会で活躍する場をひろげよう

(保育、教育、就労、社会参加の促進)

(1) 障害児支援の推進

誰もが地域で共に育ち、学ぶことができる環境整備や教員や保育士、介助員等の障害に対する理解を深め、専門性の向上を図ります。

また、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問しての発達支援の提供や医療的ケアを必要とする障害のある児童が適切な支援を受けられるよう、関係機関との連携に努めます。

(2) コミュニケーション手段の充実

聴覚障害者など、コミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援を行います。

(3) 働き場の拡充及び就労継続の支援

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、ハローワークや訓練等給付の事業所、教育機関等の関連機関と情報の共有と連携を図りながら、就労支援に取り組めます。

また、一般就労が困難な障害のある人が、様々な働き方を実現し、社会参加の機会を得ることはとても重要です。

今後も近隣市町村と連携・協力して障害のある人の多種多様な福祉的就労の場の確保、開発に努めます。

(4) 学習、文化、スポーツ、レクリエーション活動の促進

スポーツや文化、生涯学習活動を通して、交流やふれあいの場を確保し、障害の有無にかかわらず参加を楽しむことができる機会や学習等の機会の創出に努めます。

また、障害のある人のニーズに応じたメニューや参加に配慮した支援の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 障害や障害のある人のことを深く理解しよう

(町民の理解と交流の促進)

(1) 理解促進・啓発活動の推進

障害の特性についての正しい知識を広めるとともに、町民の障害に対する理解が深まるよう働きかけます。

また、障害者団体の活動を支援し、関係機関と連携・協力しながら、障害への意識啓発と地域全体で様々な活動を支援する取組を推進していきます。

(2) 交流活動・自発的活動の推進

障害のある人やその家族が地域で孤立せず、積極的に活動できるように、地域住民を含めて行う様々な自発的な活動を支援します。また、障害のある人が参加しやすくなるような環境づくりにも努めます。

(3) 福祉教育の充実

子どもの頃から、障害や障害のある人に対しての支援や理解、認識を深めていけるように学校教育における福祉教育の充実に努めます。また、地域住民への普及・啓発と理解の浸透を図るため、生涯学習の場での福祉学習の機会を充実させます。

(4) ボランティア活動の促進

地域住民やボランティア団体、行政が連携し、住民参加による地域福祉活動の振興を図り、みんなでささえあう地域づくりを進めます。

基本目標Ⅳ 障害のある人の自立を支援するしくみをつくる

(自立支援と相談の充実)

(1) 情報提供体制の充実による意思決定支援の推進

障害のある人が必要な情報をいつでも入手できるように、情報のネットワーク化を推進するとともに、町ホームページの活用による情報提供、「障害者福祉のしおり」の配付を行います。また、視覚障害者のための点字版または音声による情報提供、聴覚障害者のためのメールを活用した情報提供など、様々な媒体・機器を活用して情報提供体制の充実を図ります。それにより障害のある人の意思決定を支援します。

(2) 相談体制と支援拠点の充実

障害のある人やその家族からの総合的な相談に対応するため、専門職員が配置された相談支援事業所と協力して相談支援事業を実施します。平成27年度からは基幹相談支援センターを広域で設置し、専門的な立場からの助言や情報提供等を受けられるよう、体制を強化しています。また、自立支援協議会の機能強化を図り、周辺市町村と連絡して地域課題に取り組んでいきます。

障害のある人やその家族が、気軽に適切な相談・助言を受けられるよう、障がい者相談員や民生児童委員等による相談活動の充実を図ります。

障害のある人の地域での自立生活を支援するため、障害のある人の意思決定やニーズを的確に把握する相談業務やサービスの提供・調整等を行う拠点を整備します。

基本目標V 障害のある人がその人らしく生きられる地域をつくろう (住まいの場・日中活動の場の確保)

(1) 在宅生活への支援の充実

日常生活を営むことが困難な障害のある人の在宅生活を支援するため、ホームヘルプや訪問入浴・配食等のサービスの充実を図ります。また、介護者の病気などにより一時的に介護が困難になった場合には、ショートステイ（短期入所）などを活用し、生活を支援します。

(2) 日中活動及び活動の場の確保と充実

障害のある人が、日中を有意義でメリハリのある活動を送れるように、「生活介護」「自立訓練（生活訓練・機能訓練）」などを実施し、日中活動の機会及び活動の場の充実を図ります。また、障害のある人の団体活動や交流の場として、総合福祉センターの活用を図るとともに、日中活動の場として、地域活動支援センターの充実に努めます。

(3) 住まいの場の整備の推進

障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障害の内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住宅改造の助成、町営住宅への優先的な入居、共同生活援助（グループホーム）の整備について近隣市町村とともに促進に努め、障害のある人に配慮した町営住宅の整備を進めます。

真に入所が必要な障害のある人などについては、「施設入所支援」のサービスの利用を促進します。

(4) 補装具・日常生活用具の利用促進

補装具や日常生活用具等の福祉機器に関する情報の提供に努め、補装具・日常生活用具の利用を促進します。また、障害のある人や、日常生活において車いすを必要とする人に対し、小川町社会福祉協議会により一定期間車いすの貸し出しを行います。

(5) 難病患者、発達障害者、高次脳機能障害者等の支援

平成25年4月から施行された「障害者総合支援法」の一部改正により、制度の谷間のない支援を提供するため、障害者の範囲に難病等が追加され、平成29年4月には358疾病が対象となっています。

また、発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関、関係各課と連携し、適切な支援を行います。

基本目標Ⅵ 障害のある人の健康を守り障害の原因となる疾病を予防しよう (保健・医療の充実)

(1) 健康づくりの推進

障害の原因となる疾病を予防するため、健康教育、健康相談などの充実に努めます。また、「こころの健康づくり」に取組、精神保健に関する情報提供などに努めます。

(2) 障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応

各種健（検）診及び健（検）診後の指導を充実し、障害の要因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。

また、妊娠中からの支援体制の強化、乳幼児健康診査、発育発達相談の充実に努め、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

(3) 相談・訪問指導の充実

障害のある人や難病患者の療養上の相談や健康管理に応じるため、相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行います。

(4) 精神保健福祉対策の充実

精神障害のある人が積極的に社会に参加し、安定した地域生活が送れるよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの各分野に渡るより一層の総合的な支援が必要です。

精神保健に関する正しい知識の啓発に努め、家族の支援も含めた包括的な支援が行えるよう、関係機関のさらなる連携を深め、各施策を進めていきます。

(5) 障害者医療体制の充実

障害のある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療体制の充実に努めるとともに、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など、医療費負担軽減の周知を図ります。

6 障害福祉計画・障害児福祉計画計画

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第87条第1項の規定に基づき国が定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、町及び県が作成するものです。

【基本指針における基本的理念】

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

【障害児福祉計画について】

障害児施策については、第4期障害福祉計画より、「障害児支援」として、障害福祉計画に記載が求められていました。

平成28年6月3日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、「居宅訪問型児童発達支援」の創設、「保育所等訪問支援」の対象の拡大とともに、「厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。」と明記され、「市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。」と定められました。

障害児福祉計画の内容としては、①障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、とされており、「障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。」となっているため、本計画では、第5期障害福祉計画と一体のものとして策定するものです。

7 提供体制の確保に係る目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末時点において、障害者の福祉施設に入所している人は 45 人です。平成 32 年度までの数値目標については、平成 28 年度末の施設入所者数 45 人から 5 人（11.1%）が地域生活へ移行することを目標とします。また、施設入所者の削減を目指しますが、小川町では重度の障害等により地域生活が困難な入所待機者がいることから、削減数の数値目標は設定しません。

(2) 精神障害者（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。また、医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することを目指します。なお、町単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置を目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点とは、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害のある人や障害のある児童の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりなど、障害のある人の地域生活を支援する拠点です。

現在、町内には障害のある人の地域生活を支援する機能を持った、「地域生活支援拠点」は整備されていませんが、平成 32 年度までに圏域で 1 箇所の整備を目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数は 1 人でした。平成 32 年度においては、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する人の数値目標は、平成 28 年度の移行人数の 2 倍（2 人）とします。また、就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度の利用者の 2 割増を目指します。

就労定着支援事業が平成 30 年度から新設され、事業開始時点より 1 年後の職場定着率の目標値を設定することとされていますが、法的サービスである就労定着支援事業に限らず、地域の実情に応じ、就労定着のための支援体制の構築を目指します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、重症心身障害児支援と関係機関との総合調整をするコーディネーターの配置に努めます。

さらに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

なお、これらは、圏域での体制づくりを目指します。

8 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの見込量

【障害福祉サービス】

サービスの内容		実績（1ヶ月あたり）			見込み量（1ヶ月あたり）			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
居宅系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用人数（人）	55	56	55	56	57	61
	利用時間（時間）	745	867	791	811	825	896	
生活介護	利用人数（人）	96	96	92	93	94	97	
	利用日数（人日分）	1,947	1,824	1,774	2,046	2,068	2,134	
自立訓練（機能訓練）	利用人数（人）	0	0	0	1	1	1	
	利用日数（人日分）	0	0	0	22	22	22	
自立訓練（生活訓練）	利用人数（人）	1	2	3	3	3	4	
	利用日数（人日分）	16	46	40	66	66	88	
就労移行支援	利用人数（人）	3	3	3	3	3	5	
	利用日数（人日分）	37	38	24	66	66	110	
就労継続支援（A型）	利用人数（人）	1	1	2	2	2	2	
	利用日数（人日分）	19	19	20	44	44	44	
就労継続支援（B型）	利用人数（人）	50	51	54	57	60	65	
	利用日数（人日分）	896	906	1,053	1,254	1,320	1,430	
就労定着支援	利用人数（人）	-	-	-	1	1	1	
療養介護	利用人数（人）	5	5	5	5	5	5	
短期入所 （ ）内は医療型の内訳	利用人数（人）	26 (2)	24 (2)	23 (1)	24 (2)	25 (2)	27 (2)	
	利用日数 (人日分)	195 (3)	170 (2)	151 (1)	192 (4)	200 (4)	216 (4)	
自立生活援助	利用人数（人）	-	-	-	1	2	4	
共同生活援助	利用人数（人）	27	26	29	31	33	41	
施設入所支援	利用人数（人）	46	46	45	45	45	45	
計画相談支援	利用人数（人）	44	40	36	40	44	54	
地域移行支援	利用人数（人）	1	0	0	1	2	2	
地域定着支援	利用人数（人）	0	0	0	1	2	4	

※平成29年度は見込み

【障害児福祉サービス】

サービスの内容		実績（1ヶ月あたり）			見込み量（1ヶ月あたり）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	利用人数（人）	1	3	3	4	5	6
	利用日数（人日分）	19	12	9	36	45	54
医療型児童発達支援	利用人数（人）	-	-	-	1	1	1
	利用日数（人日分）	-	-	-	9	9	9
放課後等デイサービス	利用人数（人）	14	19	19	21	24	27
	利用日数（人日分）	122	120	194	189	216	243
保育所等訪問支援	利用人数（人）	1	0	0	1	1	1
	利用日数（人日分）	1	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用人数（人）	-	-	-	1	1	1
	利用日数（人日分）	-	-	-	9	9	9
障害児相談支援	利用人数（人）	18	23	22	26	29	32

※平成 29 年度は見込み

9 計画の推進

本計画の内容を達成するために、以下の事項を計画推進の基本方針として取り組んでいきます。

- 保健・医療・福祉等関連する分野の連携を強化します。
- 県等の関係機関や近隣市町村、民間団体など、多様な主体と相互に連携を強化します。
- 障害のある人への生活支援が、総合的・効果的に展開できるよう、各種サービスのネットワーク化を進めます。

小川町第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

おがわノーマライゼーション2018

【概要版】

発行 / 小川町

比企郡小川町大字大塚55

電話 0493-72-1221（代表） FAX 0493-74-2341

E-mail ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp